

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和8年6月 26 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
-----------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500857号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2600017号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成9年4月1日から平成10年3月1日まで
② 平成11年1月1日から平成12年6月1日まで

A事業所からC社に、営業事務兼営業部長秘書として派遣されていた請求期間①及びD社からB社に派遣された後、同社に契約社員として直接雇用されていた請求期間②の厚生年金保険の被保険者記録がない。

調査の上、請求期間①及び②の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者はA事業所からC社に、営業事務兼営業部長秘書として派遣されていた旨主張しているところ、請求者が名前を挙げているC社の営業部長であった元取締役の回答及び同社に出向していた系列企業の元従業員の陳述から、期間は特定できないものの、請求者がC社の業務に従事していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び年金情報総合管理・照合システムにおいて、A事業所が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は確認できない上、請求者が記憶する当該事業所の所在地を管轄する法務局において、商業登記の記録は確認できず、当該事業所の事業主に請求期間①当時の派遣社員に係る厚生年金保険の加入取扱いについて確認することができない。

また、請求者のA事業所における雇用保険の加入記録は確認できない上、請求者は、請求期間①に係る給与明細書等の資料を保有していないことから、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、C社の後継事業所であるE社の事業主は、請求期間①当時の資料を保有していないため、当該期間当時の派遣社員の受け入れについては不明である旨回答している。

加えて、請求者が名前を挙げているC社の元取締役1名を含む27名に文書照会を行った結果16名から回答があったものの、派遣元事業所であるA事業所について記憶している者はいない。

なお、オンライン記録によると、請求者は、請求期間①を含む平成5年5月1日から平成12年6月1日までの期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 2 請求期間②について、請求者はD社からB社（現在は、F社）に派遣された後、B社に契約社員として直接雇用されていた旨主張しているところ、雇用保険の加入記録により、請求者は、当該期間のうち平成11年10月1日から平成12年5月31日までの期間において、同社に勤務していたことが確認できる。

また、F社の事業主は、請求者の雇用形態は不明であるが、従業員の中に、請求者がB社に勤務していたと記憶する者がいる旨回答している上、請求者が名前を挙げている同社の元取締役1名及び元同僚2名を含む48名に文書照会を行った結果36名から回答があり、そのうちの複数の者は、期間は特定できないものの、請求者は、同社に勤務していた旨回答している。

しかしながら、F社の事業主は、請求期間②当時の資料を保有していない旨回答している上、請求者も請求期間②に係る給与明細書等の資料を保有していないことから、請求者の当該期間における勤務形態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上述の文書照会に回答した複数の者は、請求期間②当時、厚生年金保険の加入は正社員のみであった旨回答しており、そのうちの一人は、契約社員でも正社員扱いの者は厚生年金保険に加入していたが、請求者が正社員扱いであったかについては不明である旨陳述している。

さらに、B社が加入していたG健康保険組合は、請求者に係る加入記録はない旨回答している上、請求者が請求期間②当時に住民登録していたとするH市の回答によると、請求者は平成10年4月1日に国民健康保険の被保険者資格を取得（事由：転入）し、平成13年8月2日に同資格を喪失（事由：社保加入）していることが確認できる。

なお、オンライン記録によると、請求者は、請求期間②を含む平成5年5月1日から平成12年6月1日までの期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 3 このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。